

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
P40 第 6 章 営業保証金	改正点 宅建業者は、営業保証金の還付を受けることができなくなりました。	
P46 上の【覚える】 上 1～2 行目	営業保証金から還付を受けられるのは、宅建業に関する債権を取得した者だ。	営業保証金から還付を受けられるのは、宅建業に関する債権を取得した者(宅建業者を除く)だ。
P50 第 7 章 保証協会	改正点 宅建業者は、弁済業務保証金の還付を受けることができなくなりました。	
P53 【覚える】 上 1～3 行目	社員と宅建業に関する取引をした者は、	社員と宅建業に関する取引をした者(宅建業者を除く)は、
P57 第 7 章 7 供託所等 に関する説明	改正点 宅建業者は、営業保証金・弁済業務保証金の還付を受けることができなくなったため、宅建業者の取引相手が宅建業者である場合には、供託所等に関する説明は不要となりました。	
P57 上 3 行目	供託所の場所を知りたいはずだ。そこで宅建業者は、取引相手に、	供託所の場所を知りたいはずだ。そこで宅建業者は、取引相手(宅建業者を除く)に、
P58 第 8 章 媒介契約	改正点 媒介契約書面への記載事項が追加されました。	
P64 8 標準媒介契約約款 に基づくか否かの別の 解説の下に右を追加	9 媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、当該媒介契約の目的物である宅地又は建物の売買又は交換の申込みがあつたときは、遅滞なく、その旨を依頼者に報告しなければならない。	
P65 第 9 章 重要事項の 説明	改正点 宅建業者は、買主・借主になろうとする者及び交換契約の場合の取得しようとする者に重要事項説明書を交付して宅建士に説明させなければなりません。説明の相手方が宅建業者である場合には、重要事項説明書の交付だけで足り、宅建士による説明は不要となりました。	
P65 【覚える】 上 1～3 行目	売 買→買主になろうとする者に説明	売 買→買主になろうとする者(宅建業者を除く)に説明
	賃貸借→借主になろうとする者に説明	賃貸借→借主になろうとする者(宅建業者を除く)に説明
	交 換→取得しようとする者に説明	交 換→取得しようとする者(宅建業者を除く)に説明

P84 第 11 章(2) 従業者名簿の備付け	<p>改正点</p> <p>従業者名簿に氏名等が記載されますが、ストーカー被害防止のため、従業者名簿に住所の記載は不要となりました。</p>	
P84 ここも☑ 従業者名簿の記載事項	<p>① 従業者の氏名，住所，従業者証明書の番号</p>	<p>① 従業者の氏名，従業者証明書の番号</p>
P480 第 1 章 (5)住宅用家屋の軽減税率の要件	<p>改正点</p> <p>住宅用家屋の軽減税率の要件が3年間延長されました。</p>	
P480 第 1 章 (5)住宅用家屋の軽減税率の要件 1 行目	<p>(5)住宅用家屋の軽減税率の要件(平成 29 年 3 月 31 日まで延長)</p>	<p>(5)住宅用家屋の軽減税率の要件(平成 32 年 3 月 31 日まで延長)</p>